

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○富岡委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・市民クラブの尾辻かな子です。

私も、初鹿委員に続いて、まず、ちよつと水道法のことについてお伺いをしたいと思います。

きょう、衆議院のこの厚生労働委員会でも、もう水道法の採決をしようという動きがあるというふうに聞いております。

前回の通常国会の審議から、新たな事実、たくさんわかっております。先ほどの初鹿委員がやった、利益相反ではないかというパリの出張、フランスの出張の件もありますし、ヴェオリア社の職員が派遣をされていたというのも、これはもう少し調査が必要なものであると思います。また、参議院の方では、我が党の石橋参議院議員が、公営化については三例しか調べていない、余りにも古いのではないかとということもあって、まさに立法事実が今揺らいでいるのではないかと思います。ですので、改めて大臣にお聞きします。

大臣、このコンセッション方式導入は誰のためにされるのでしょうか。外資系企業をもうけさせるためにコンセッション方式は導入されるのでしょうか。

〔委員長退席、大串（正）委員長代理着席〕

○根本国務大臣 コンセッション方式については、今までも、官民連携、いろいろな形で推進してまいりました。そして、民間ならではの経営ノウハウや高い技術力を効果的に生かした効率的な事業運営によって、地方自治体や住民に効率的、安定的なサービス提供を可能にするものと思っております。

今回のコンセッション方式は、PFI上のコンセッション方式だけではなくて、やはりいろいろな事例を、我々、しっかりと問題点、課題を把握した上で、公共団体が、水道事業としての位置づけを維持しながら、厚生労働大臣の許可を受けて水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入しましたが、いろいろな事例を踏まえて、海外の事例も踏まえて、問題が起らないように我々仕組んでおります。

そして、海外企業にとりょうなお話は全く私には当たらないと思います。

○尾辻委員 大臣、外資系企業をもうけさせるためのものでないですかということについて、お答えいただければと思います。

○根本国務大臣 そのようなことは全くありません。

○尾辻委員 いや、これは全くないと言っていい

んですか。

では、お聞きしますけれども、日本で、外資系企業以外にコンセッション方式をとれそうな企業があるのか、教えてください。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

国内、海外も含めて、実績という意味ではございませんけれども、浄水場の運転とか、一定の委託を受けて運営している国内企業はございますので、可能性ということであれば、決してないということではないと考えております。

○尾辻委員 大臣、もうけさせるものではないと言いつつ本当に大丈夫なのか、もう一度お聞きします。

○根本国務大臣 もうけさせることを目的としたものではないと申し上げました。

○尾辻委員 そうです。目的がそこではなく、結果的にということであればわかりますけれども。

そこら辺も、私たち非常に、やはり日本の安心の水が、外資系企業参入によって、本当に安心、安全な水がこのまま確保できるのか、本当に心配しております。

さらに、実はコンセッション方式も本当に大丈夫かなと思うのが、台風二十一号、私、地元が大坂ですけれども、関空が台風二十一号で非常に大きな被害を受けました。関空はコンセッション方式を導入しております。結局、高潮がやってきて、地下にあった非常用電源が全部だめになったわけです。三日間、電源が入らない状況になりました。この復旧作業のときに、どこが責任を持つのかということ、運営している企業と、そして管理し



することを基本としていまして、ホームは、その補完として、介護保険によらない自前の介護サービスを提供する場合が多い状況になっていきますので、それぞれのホームが提供する介護サービスの内容に応じた職員体制の確保を求めている、そういう状況になっていきます。

なお、昨年、老人福祉法を改正いたしましたして、有料老人ホームへのより適切な指導監督ができるようにするために、これまでは、都道府県知事による立入り権限、改善命令でしたが、新たに事業停止命令の権限を加えたところでございます。

○尾辻委員 これは何らか、こういう事件を受けて、もう少し厚生労働省は対策をしなければいけないと思います。このようなことって、本当に重大なことだと思いませんか。

大臣にもお聞きしますけれども、大臣、こういうことを再び起こさないために、対策が必要だと思えます。今回このような事件が起こったこと、そして今後に向けて、御所見を伺えればと思えます。

○根本国務大臣 委員がおっしゃるとおり、今回の事案、本当に私は重大な事案だと思います。

住宅型有料老人ホームに入居している高齢者が適切なサービスを受けながら生活する環境を担保する、これは本当に大事で、重要なことであります。このため、昨年、老人福祉法を改正いたしました。住宅型有料老人ホームを含めた有料老人ホームに対して、都道府県知事に、従来は立入り権限と改善命令のみが付与されておりましたが、新たに事業停止命令の権限を設定いたしました。

今回の事案については、現在、鹿児島県などが立入検査を実施して、利用者に適切なサービスが提供されていたかなどについて調査中であり、厚生労働省としても、引き続き、情報把握に努めて、鹿児島県と連携して、適切に対応していきたいと思えます。

○尾辻委員 法改正してもこういうことが起こっているわけですから、今の状況ではこれを防いでいないという、まずここを認識していただきたいんですね。

それで、二カ月間も一人で夜勤をするなんていうのはあり得ないわけで、寝たきりの人、これは褥瘡になりますよ。そういう状況が見えなかったわけですから、これは何らか、しっかりと対策をしていただきたいと思えます。

さらに、あともう一問行きたいと思えますけれども、要支援一、二をめぐる方々の介護サービスが今崩壊をしているという状況にあるのではないかと思います。

きょう、新聞をおつけいたしました。

まず、一ページ目には、毎日新聞の一月のところで報道されていますけれども、今、要支援一、二のサービスというのは、市町村事業に移行されました。報酬が低いので、いろんな事業者が今撤退しているんですね。それで、百九自治体が運営難になっているということが、この新聞では報道をされているわけです。

そして、一枚おめくりをいただきましたんですけども、三ページ目。「低報酬介護 利用一割」と書いてあります。これは、要支援の方々が、今、

新しい方式で介護することになりました、通所と訪問介護。そうしたら、全然それが参入が進まなくて、利用がたった一割しかないですよということが書かれているわけです。

この事実を把握されているのかどうかということも聞きたかったんですが、ちょっと質疑時間がないので、こういう事実がある。厚労省とレクをしたときも、同じような事実というのは、資料をいただきました。

私の地元の大阪市もそうなんですけれども、今、このような新しい総合支援事業は、従来報酬より二五%も報酬が低くなっているんです。じゃ、事業者はサービスをやりますかというのと、事実上は一応サービス提供者にはなっていますけれども、もうそういうサービスはできないということで、受けられないですよ。

ですから、要支援一、二の方々に対して今後どのようなサービスがちゃんとできるのか。生活援助専門の支援の資格をやるとしても、それもちゃんとできていくわけではありません。現場に入ってきておりません。

私が問題にしているのは、この状況で、財務省の審議会は、要介護一、二の方々の生活援助サービスを同様に市町村事業に移行するという議論がされているわけで、これはもうとんでもないことだと思えます。

これを本当に厚生労働省として検討を進めるのかどうか、お答えをいただければと思います。

〔大串（正）委員長代理退席、委員長着席〕

○大島政府参考人 この要支援一、二の、今、地域支援事業の関係につきまして、考え方ですけれども、なぜそうしているかということにつきましては、介護人材が減ってきていますので、要支援の方等には介護サービスを効果的、効率的に提供していこう、そのためには、給付と同様の基準で行われるサービスだけではなくて、基準を緩和したサービスですか、住民主体の支え合いのサービスも含めて多様なサービスを充実させていく、そんな考え方であります。

厚生省としても、引き続き調査を行いまして実態を把握していきたいと思えますし、自治体の中ではいい事例もありますので、そうした事例を適切に広げていきたいと思っております。

それから、こういったことについて諮問会議等で指摘されているということにつきましては、記述が骨太の二〇一八の中にございます。介護の軽度者への生活支援サービスについて、給付のあり方を検討する等々記述されております。これを踏まえまして、必要な検討は行ってまいりたいと考えます。

○尾辻委員 これはしっかりと厚生労働省として関わっていたかなければいけないと思えます。要介護一、二まで、このような市町村サービスになっただけならば、今でも一割しか利用している人がいないものやっちゃえば、担い手はいませんよ。在宅で過ごしていただきたいといっても、その在宅で過ごす人たちに介護サービスを提供できませんよ。このことをはっきりと財務省に言わないと、これは日本の介護システムが崩壊します。本当に崩壊

すると思えます。

ですから、最後、大臣に聞きますけれども、この方向性が続くなら、介護事業者、訪問介護する事業者も通所介護する事業者もいなくなります。そして、サービスを担う職員もいなくなります。

こんなことを本当にしているのか。介護崩壊を食い止めなければいけないと思いますが、大臣の御所見、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 総合事業というのは、要支援者に対する多様なサービス提供を可能とするために導入したものであります。介護が必要な状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにしていくことが重要であります。

団塊の世代が七十五歳以上となる二〇二五年をめぐりに、医療、介護、予防、住まい、生活支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの構築に向けて取組を推進しております。これからも、在宅における高齢者を支えるための取組をしっかりと推進していきたいと思えます。

○尾辻委員 時間も過ぎましたので終わりますけれども、きつちりと現状把握してください。そして、要介護一、二が市町村事業に行くなんということがないように、きつちり厚生労働省として必要な介護サービスはするんだということをお願いをしておきたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。